

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

一面

(平成21年分) 所得用 氏名

Table with 11 columns: 課税仕入れ等の税額等, 控除対象仕入れ税額等, 控除対象外消費税額等, ③のうち資産に係るものの金額, ④のうち資産に係るものの金額, 消費税の課税売上割合, 繰延等消費税計算, ⑩のうち平成21年分の必要経費算入額, 平成22年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等, 平成20年に生じた繰延消費税額等, ⑬のうち前年から繰り越された繰延消費税額等, ⑭のうち平成21年分の必要経費算入額, 平成22年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等, 平成19年に生じた繰延消費税額等, ⑯のうち前年から繰り越された繰延消費税額等, ⑰のうち平成21年分の必要経費算入額, 平成22年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等, 平成18年に生じた繰延消費税額等, ⑲のうち前年から繰り越された繰延消費税額等, ⑳のうち平成21年分の必要経費算入額, 平成22年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等, 平成17年に生じた繰延消費税額等, ㉑のうち前年から繰り越された繰延消費税額等, ㉒のうち平成21年分の必要経費算入額, 平成22年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等, 平成16年に生じた繰延消費税額等, ㉓のうち前年から繰り越された繰延消費税額等, ㉔のうち平成21年分の必要経費算入額, 平成22年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等.

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

一面

(平成20年分) 所得用 氏名

Table with 11 columns: 課税仕入れ等の税額等, 控除対象仕入れ税額等, 控除対象外消費税額等, ③のうち資産に係るものの金額, ④のうち資産に係るものの金額, 消費税の課税売上割合, 繰延等消費税計算, ⑩のうち平成20年分の必要経費算入額, 平成21年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等, 平成19年に生じた繰延消費税額等, ⑬のうち前年から繰り越された繰延消費税額等, ⑭のうち平成20年分の必要経費算入額, 平成21年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等, 平成18年に生じた繰延消費税額等, ⑯のうち前年から繰り越された繰延消費税額等, ⑰のうち平成20年分の必要経費算入額, 平成21年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等, 平成17年に生じた繰延消費税額等, ⑲のうち前年から繰り越された繰延消費税額等, ⑳のうち平成20年分の必要経費算入額, 平成21年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等, 平成16年に生じた繰延消費税額等, ㉑のうち前年から繰り越された繰延消費税額等, ㉒のうち平成20年分の必要経費算入額, 平成21年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等, 平成15年に生じた繰延消費税額等, ㉓のうち前年から繰り越された繰延消費税額等, ㉔のうち平成20年分の必要経費算入額, 平成21年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等.

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

- この明細書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、平成21年分の課税仕入れ等の消費税額のうち、仕入税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがある場合や、平成16年、平成17年、平成18年、平成19年、平成20年に生じた繰延消費税額等がある場合で、所得税法施行令第182条の2（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定の適用を受けるときに使用します。
- この明細書に関する詳しいことは税務署におたずねください。

● 平成21年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

（①欄には消費税法第30条第2項（控除対象仕入税額の計算方法）及び同法第37条第1項（簡易課税制度）の規定を適用する前の仕入れに係る消費税額を、②欄にはこれらの規定を適用した後の仕入れに係る消費税額を書きます。）

	消費税額	地方消費税相当額	計
課税仕入れ等の税額等	① 円	② (①×1/4) 円	③ (①+②) 円
控除対象仕入税額等	④	⑤ (④×1/4)	⑥ (④+⑤)

→ 一面の①欄に転記します。

→ 一面の②欄に転記します。

- この明細書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、平成20年分の課税仕入れ等の消費税額のうち、仕入税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがある場合や、平成15年、平成16年、平成17年、平成18年、平成19年に生じた繰延消費税額等がある場合で、所得税法施行令第182条の2（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定の適用を受けるときに使用します。
- この明細書に関する詳しいことは税務署におたずねください。

● 平成20年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

（①欄には消費税法第30条第2項（控除対象仕入税額の計算方法）及び同法第37条第1項（簡易課税制度）の規定を適用する前の仕入れに係る消費税額を、②欄にはこれらの規定を適用した後の仕入れに係る消費税額を書きます。）

	消費税額	地方消費税相当額	計
課税仕入れ等の税額等	① 円	② (①×1/4) 円	③ (①+②) 円
控除対象仕入税額等	④	⑤ (④×1/4)	⑥ (④+⑤)

→ 一面の①欄に転記します。

→ 一面の②欄に転記します。